

保全再生・地域連携による「久保川イーハートープ」を目指して

宗教者・久保川イーハートープ自然再生協議会会長

千坂 げんぼう

1. 自然再生協議会とは

「久保川イーハートープ自然再生協議会」は、国会議員の発議による「平成 14 年法律第 148 号」(略称・自然再生推進法)に基づく 21 番目の協議会である。

現在全国で 25 の協議会があり、大半は国交省や県が事業主体になっている。私たちの協議会は、宗教法人知勝院とその付属施設である「久保川イーハートープ再生研究所」が中心になり、東京大学大学院保全生態学研究室に協力をあおぎ、NPO、市民、住民、行政の参加を得て、平成 21 年 5 月に発足した。

発足時の特徴から、この会は完全な民間主導の協議会で、法律の主管官庁である環境省、国交省、農水省からの資金援助はない。自然再生推進法は、ボトムアップ型の協議会を期待しているが、なかなか期待したとおりにはなっていない。そのため、私たちの会は、関係者から注目される存在となっている。

民間主導の協議会が成立しにくい原因を理解するために、自然再生推進法で定められている「自然再生基本方針」の 5 点を紹介する。

自然再生推進法の基本方針

- ① 地域の多様な主体の参加と連携
- ② 科学的知見に基づく実施
- ③ 順応的な方法による自然再生
- ④ 自然環境学習の推進
- ⑤ 自然再生の理念と効果の発信

この中で②を実現することが最も難しい。幸い私たちは、協議会発足時以前から久保川沿いのセイタカア

ワダチソウ抜き取りという自然再生事業を既に行っていた。そして東京大学大学院保全生態学研究室の鷺谷いづみ教授に、生息域を拡大しつつあったウシガエルの排除について相談し、研究員を派遣していただいていた。そのなかで、鷺谷教授から自然再生協議会を設立して活動してはどうかと勧められたのである。

このように私たちは専門家の指導を受けることが容易であったが、一般には大学と連携することは容易でない。大学の研究室も科学研究費などを国から受けることは年々困難になっている。そのため、自然再生に熱心な地域があっても、継続的に派遣するために必要な旅費などを確保することが大学側では困難なのである。

私は短大で教鞭を執っていたこともあるため、上述の事情がよく分かっていて。当時は知勝院の住職(平成 23 年 3 月に退任)だったこともあり、研究員の旅費を支出することが出来た。知勝院は、寺院規則で地域への貢献と環境保護を主旨に入れており問題なかった。また、自然環境学習にと、樹木葬墓地の契約者用に宿泊できる研修施設も建設していたので、宿泊も無料で提供出来た。さらに、自然再生の地域は、久保川上中流域約 9km に及ぶので、車も自由に使えるよう提供した。研究員が冬期を除いて毎月調査研究に訪れたので、科学的知見については、全く問題がなかったのである。

①の多様な主体の参加と連携も、一般の自然保護にたずさわっている団体では困難な事項となりがちである。法律の求めるところは、同好会的な活動にならないよう求めているからである。

私は、一関市に戻ってきた 1982 年以来、歴史を活かした地域おこしに係わってきたため、NPO、実業家、作家など、自然保護とは無縁の人たちにも委員として参加していただくことが出来た。歴史を活かす地域おこしは、成功したとは言えないが、そこでお世話になった

人々が、自然再生の活動に理解を示して下さったのである。

2. 久保川における自然再生事業の概要

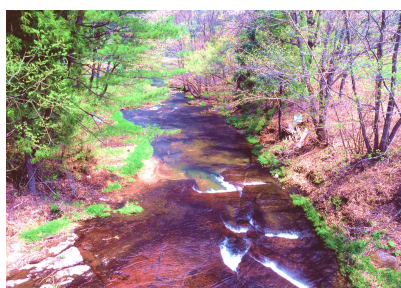
自然再生協議会は、法律の「基本方針」に基づく5つの項目を満たせば十分なのではない。具体的な目標と事業の概要をまとめた「全体計画」を提出し、それに準拠した「実施計画」を所管省庁に提出しなければならない。その後、3省から推薦された学識経験者による委員会で討議し承認されて認可されるのである。私たちが「全体計画」で示した事業概要は、以下の4項目である。これに基づいて現在3つの「実施計画」※で活動している。

「全体計画」で示した事業概要

- ① 侵略的外来種の排除による溜池環境の保全・再生
- ② 里地里山の保全・再生
- ③ 久保川流域の水質・環境改善
- ④ 自然環境学習と地域と都市の交流

久保川上中流域約9kmを「久保川イーハトーブ世界」と名付け、流域の視点を重視したのは、当初から流域の視点で地域づくりをしなくてはならないと考えていたからだ。そのため③に久保川自体を自然再生の対象に入れている。

流域を視野に入れての実践は、平成2年(1990年)9月5日に、「柳之御所遺跡」保存を緊急課題として、まちづくりの観点から歴史遺産を考えようとして呼びかけ結成した「北上川流域の歴史と文化を考える会」からである。この運動が実り平成5年(1993年)に「柳之御遺跡」保存が決定した。この運動の中で平山健一



久保川

氏と出会い、NPO 法人北上川流域連携交流会で多くの仲間たちと出会った。

このお陰で、法律が要求している「多様な主体の参加と連携」が実現出来た。平山健一氏をはじめ、川関係から千葉善彦氏、故高橋万里子氏、小山隆春氏、内田尚宏氏が当初からの委員として加わっていただいた。

来年は協議会発足10周年である。今までは里地里山の自然再生に力を入れてきたが、やっと久保川河川敷に繁茂するオオハングソウ、キシウブなどの侵略的外来種を組織的に抜き取る作業を開始できる態勢となった。また、久保川でわずかに残るゲンジボタル生息地の隣接地を知勝院が買収する見込みなので、自然観察地として育てていきたい。

心強いことに、途中から委員に加わった中村巖氏の働きかけで、国交省関係者も加わる見通しが生まれている。現在は、行政としては、環境省東北地方環境事務所、岩手県、一関市だけであるが、所管3省が全て参加する日がくることも夢ではない。設立にあたり3省の仙台事務所を回って参加を呼びかけてくれた高橋万里子氏は、樹木葬墓地に眠っている。彼女にかつての努力が報われたことを報告する日が近いことを願うものである。

※「実施計画」での3つの活動

- ① 侵略的外来種の排除による溜池環境の保全整備(平成21年5月)
- ② 長倉地区における落葉広葉樹林の保全・再生事業(平成23年5月)
- ③ 耕作放棄地等における生物多様性の保全・再生事業(平成28年9月)



棚田と池